

やまがた緑環境税の評価・検証について

県民みんなで支える森づくり



やまがた緑環境税

令和3年10月
山形県

やまがた緑環境憲章

— 県民みんなで支える新たな森づくり —

森は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものです。これまで、私たちは、森や自然の恵みに感謝し、「草木塔」にみられるような自然との共生の文化を生み、多くの命と共存してきました。

森は、私たちの暮らしを災害から守るとともに、豊かな水を育み、母なる川「最上川」の流れとなり、海につながります。また、森には、地球の温暖化を防止する大切な役割もあります。

将来、私たちの暮らしが変わっても、森との関わりを保ち、森の働きを守り続けることが大切です。

私たちは、今、森からの恩恵を受けるのみではなく、一人ひとりが森と共に生きていることや、木を活かす暮らしの大切さを改めて理解し、行動を起こす必要があります。

私たちは、やまがたの美しい豊かな森や自然を未来の子ども達に引き継ぐためにも、県民みんなで支える新たな森づくりを進めることを誓い、「やまがた緑環境憲章」を制定します。

私たちは、

- 1 暮らしや環境を守るため、豊かな森づくりを進めます。
- 2 森や木の文化を見つめ直し、暮らしの中に木を活かします。
- 3 一人ひとりの力を活かし、森づくりの輪を広げます。
- 4 森や自然の大切さを学び、森との絆を深めます。
- 5 みんなで森づくりを支え、かけがえのない森を未来に贈ります。

平成20年1月10日

山 形 県
やまがた緑県民会議



※ 山形県の頭文字「Y」の字を木々の幹や枝、人々が森を支える様子に見立て、波は新たな森づくりの潮流を、緑色は豊かな森林を、青色は豊かな水を、橙色は人の生活を象徴しています。

(やまがた緑環境憲章・県民みんなで支える新たな森づくりシンボルマーク：平成20年2月8日山形県告示)

目 次

はじめに	P1
第1 やまがた緑環境税の現行制度の概要等	P2
第2 やまがた緑環境税を活用した取組みの成果と課題	P5
第3 近年の森林・林業を取り巻く情勢の変化等	P24
第4 やまがた緑環境税についての県民アンケート結果	P28
第5 やまがた緑環境税評価・検証委員会における意見	P32
第6 やまがた緑環境税と森林環境譲与税の使途の整理について	P34
第7 令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方	P36
資料編		
資料1 やまがた緑環境税制度の評価・検証の経過	P1
資料2 山形県の森林・林業・木材産業の概要	P2
資料3 荒廃森林緊急整備事業のモニタリング調査	P5
資料4 やまがた緑環境税に関するアンケート結果	P8
資料5 県民参加の森づくり活動等参加者数一覧	P26

はじめに

- ・ 本県は、森林面積が約 67 万 ha と県土面積の 7 割を占め、約 15 万 ha に及ぶ全国一の面積を誇るブナの天然林をはじめとする美しい豊かな森や自然に恵まれています。
- ・ これらの森林は、県土を縦貫する母なる川「最上川」に豊かな清水を注ぎこみ、私たちの暮らしを災害から守り、二酸化炭素の吸収固定により地球温暖化防止に貢献し、また、私たちの暮らしに欠かせない木材を供給し、さらには本県固有の生活・文化の形成に深く関わるなど、大切な役割を果たしています。
- ・ そして森林は、先人からの贈りものであると同時に、未来の世代からの預かりものでもあります。

- ・ 先人は、「木を植え、育て、利用し、また植える」を繰り返すことにより、豊かな森林を守り育ててきました。
- ・ しかしながら、木材価格の長期低迷による林業採算性の悪化や山村の過疎化の進行により、スギを中心とした人工林や里山林の整備が十分に行われず、荒廃のおそれのある森林が増加しています。

- ・ このような森林を放置すれば、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの森林の有する公益的機能の発揮に大きな支障を及ぼし、集中豪雨の頻発による土砂災害発生増加や河川氾濫の増加など、私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼすのみならず、未来の世代に対して大きな禍根を残すこととなります。
- ・ こうしたことから、県では、森林の公益的機能の維持及び持続的な発揮に関する施策の実施に要する経費の財源を確保するため、平成19年4月から「やまがた緑環境税」を導入し、様々な森林施策等に取り組んできました。

- ・ やまがた緑環境税条例では、附則第7項により「やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例の施行後、5年を目途としてこの条例の施行状況、社会経済情勢の変化などを勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定しております。

- ・ 現在取り組んでいる「やまがた緑環境税」を活用した事業は、平成28年度に見直しを行い、平成29年度から2期目が始まり令和3年度に5年目を迎えることから、これまでの事業の成果等について、県民や法人へ意識調査を実施するなど意見を伺ってきました。また、幅広い県民から構成される「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において事業の評価・検証を行うとともに、国による森林経営管理法の制定や森林環境税と森林環境譲与税の創設など新たな社会情勢の変化を踏まえたうえで、令和4年度以降のやまがた緑環境税のあり方を検討してきました。

- ・ このたび、県ではこのような検討結果に基づき、引き続き森林の有する公益的機能の維持増進と持続的な発揮に向けた施策が必要とし、令和4年度以降も「やまがた緑環境税」制度を継続することとし、その取組み方向を取りまとめました。
- ・ 森づくりには、長い年月と多くの人手、そして何よりも県民の皆さまの参加と協力が必要になります。県民の皆さまには本県の森林が置かれている現状を改めて注目いただき、「やまがた緑環境税」について御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

令和3年10月 山形県